

重点支援地方交付金活用事業

防犯カメラ等の防犯対策用品の購入・設置で



個人向け
防犯対策補助事業

補助金を 受けられます！

申請期間 ※補助枠が予算額に達した時点で終了
(ホームページで予算残額の状況が確認できます。)

令和8年8月3日(月)から

令和9年2月26日(金)まで



※令和8年4月1日以降に契約・購入した防犯設備が補助対象

※申請される方は、事前に当市ホームページにて詳細をご確認ください

補助対象

- 市民(申請者及び同一世帯員の市税等の滞納無)で、自ら居住する住宅に設置する方
- 青色防犯パトロール団体

対象品目 補助上限

防犯対策用品の**購入及び設置費用の1/2** ※1,000円未満切捨て
上限 **計** 3万円：防犯カメラ・防犯カメラ付きインターホン
上限 **各** 1万円：センサー付ライト、防犯フィルム、自動車用ハンドル
ロック、自動車用タイヤロック、青色回転灯

※市内の店舗・業者または入札参加資格者から新品の補助対象用品を購入した場合のみ
※インターネットで購入した物品は対象になりません

申請方法

申請書兼請求書と以下の書類を持参のうえ、防災危機管理課に
申請してください。※1世帯1回限り

- (1) 補助対象用品を購入・設置した際の領収書等の写し
- (2) 補助対象用品の形状や規格が確認できるカタログや仕様書の写しまたは購入・設置した用品を確認できる写真(用品の入っていた箱など形状・規格が確認できるもの)をプリントしたもの
- (3) 補助対象用品の設置状態が確認できる写真をプリントしたもの
- (4) 振込先を確認できる通帳等の写し

領収書が必要になりますので、紛失されないようご注意ください。

常総市防災危機管理課 交通防犯係

☎0297-23-2111(代表) AM9:00~PM4:30 土・日・祝日を除く

※裏面のQ&Aもご確認ください。詳細は上記までお問い合わせください。

常総市HP▼



対象になる？ならない？ **Q&A** 疑問にお答えします。

Q 対象になるのはいつから？

A. 令和8年4月1日以降に契約・購入したものが対象です。

Q 対象額は税込価格なの？税抜価格なの？

A. 対象額は税込み価格です。

Q 物品をインターネット等で購入し、設置のみ市内業者へ依頼した場合は対象？

A. インターネット等で購入したものは対象外です。
市内店舗・業者または入札参加資格者から購入した物のみが対象です。

Q 中古品も補助金の対象になるの？

A. 対象は新品のみとなります。
リサイクルショップや個人間の売買など中古品は対象外となります。

Q 対象用品ごとに1世帯1回の申請ができるの？

A. 対象用品ごとではなく、すべての対象用品を合わせて1世帯1回限りの申請となります。

Q ドアフォン・インターフォンは対象になるの？

A. 録画機能等、防犯カメラとしての性能を備えたものは対象となります。

Q 設置状況を撮った写真はスマートフォン等の画面を見せるだけで申請できる？

A. 申請できません。必ず写真をプリントする、または普通紙などに印刷して、そのまま市に提出できる状態でご持参ください。

Q 紙の通帳がない場合はどうすればいい？

A. インターネット銀行等、紙の通帳がない場合は、銀行名・口座種類・口座番号・口座名義の分かるスクリーンショット等を印刷してください。

Q 住民登録のある住所以外には設置できないの？

A. 登録住所へ設置してください。

申請時の注意事項

- ✓ 防犯設備を購入する前に常総市公式ホームページに掲載されている補助条件を必ずご確認ください。
- ✓ 領収書が必要になりますので、紛失されないようご注意ください。
- ✓ 不明な点があれば、購入前に常総市防災危機管理課交通防犯係 0297-23-2111(代表)にご相談ください。

